

# 「那覇市電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（追加支援分）」 （7万円/1世帯）のご案内

**DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中<sup>※1</sup>でも受給できる場合があります**

- DVなどで住所地<sup>※2</sup>以外に避難中の方も、那覇市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加支援分）をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯がすでに給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、那覇市から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為などの被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

## 支給対象と支給額

支給対象世帯（1世帯あたり **7万円**）

世帯全員が令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

## 申請書などの郵送先

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1  
那覇市 福祉部 福祉政策課  
重点支援給付金(追加支援分)担当 宛

## 申請期限

令和6年4月30日（火）  
※消印有効


## 申請記入サポート窓口

場所：本庁舎2階の特設窓口  
受付時間：平日9:00～16:30  
（土日祝除く）

**※那覇市役所本庁舎駐車場は有料です**

## お問い合わせ

那覇市電力・ガス・食料品等価格高騰  
重点支援給付金(追加支援分)  
専用コールセンター

 **0120-35-1392**

受付時間 平日9:00～17:00  
（土日祝除く）



那覇市公式HP

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。  
ご不明な点は、専用コールセンターまでご相談ください。

## Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者など）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。

### DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書など
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限など）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合など

## Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

## Q 受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 専用コールセンターにご連絡いただき、「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「那覇市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加支援分）申請書」をご提出ください。



那覇市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加支援分)の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。